

No.	項目	質問内容	回答
1	5 申込者の資格 (3)	建築工事を行うためには、土地物件に応じた基本設計・実施設計を行い、これに基づく市・県等関連諸官庁への各種許可申請を行うこととなります。一般的にも、本件の対象となる建物の規模から、着手から設計完了までの期間は1年を大幅に超える見込であり、土地引渡し日から1年以内の建設工事着工は困難と考えます。猶予期間の考え方をご教示ください。また、基本設計着手のためのボーリング調査や測量も着工と見なされますか？	優先交渉権者の決定に伴い、提案内容の詳細についてのヒアリングを行い、事業計画を踏まえた形で協議のうえ適宜対応させていただきます。 また、基本設計のためのボーリング調査や測量につきましても着工とみなします。
2	9 土地売買契約等	11 事業上の留意点を全て確認できた段階で、契約締結に進むと思われます。交渉期間はどのくらいを想定されていますか？社内手続きには取締役会の開催等数か月を要します。	優先交渉権者の決定日である令和7年2月14日から土地の引き渡し予定時期である令和7年7月下旬の期間までを交渉期間と想定しておりますが、優先交渉権者の決定に伴う提案内容についてのヒアリング等の進捗状況もございますので、協議のうえ適宜対応させていただきます。
3	11 事業上の留意点	土壌汚染対策法のフェーズ1調査内容に相当する情報（地歴情報等）は提供頂けるのでしょうか？	地歴情報としてお伝えできるものは、以下の通りとなります。 水質浄化センターが立地する大沼工業団地は、弁天沼周辺を埋め立てて昭和54年から昭和60年にかけて羽生市が土地区画整理事業を行いました。 水質浄化センターの造成工事は、昭和55年8月から昭和56年1月にかけて実施し、現在の栃木県下都賀郡野木町地先（現渡良瀬遊水地）の土を搬入し整備を行いました。 未利用地については、水質浄化センターの高度処理施設建設用地として確保しておりましたが、施設建設の見通しがつかなかったため、サッカーグラウンド及び周辺企業の駐車場として使用を許可し、スポーツ少年団及び周辺企業が使用してきました。 なお、その他の地歴情報等についての情報提供は、羽生市下水道課で資料閲覧等が可能となりますので、希望される場合は、別途メールでご連絡ください。
4	1 羽生市水質浄化センター未利用地の概要	下水道なしの記載があったのですが、下水を使用する事は不可となりますでしょうか？⇒基本はトイレ・手洗い・モールドの洗浄などしか上水を使わない予定です。	羽生市下水道課との協議で下水道の使用は可能となります。 なお、対象地は水質浄化センターの隣接地であり水質浄化センター敷地内の近くに管渠が布設してあるため、排水調整槽の設置等で接続が可能となります。
5	11 事業上の留意点	土地の地質調査などは実施されておりますでしょうか？⇒羽生市水質浄化センター地質調査結果などあれば教えて頂けると助かります。	羽生市水質浄化センター場内及び関連業務の地質調査結果を資料提供できます。資料提供を希望される場合は、別途資料を提供いたしますので、メールでご連絡ください。 なお、募集要項（4）③に記載のとおり、土壌汚染状況調査及び地下埋設物調査は実施しておりません。
6	-	ハザードマップなどはございますでしょうか？	羽生市公式ホームページに公開されているハザードマップをご確認ください。 【URL : <a href="https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2014121500095/">https://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2014121500095/</a> 】